

尾張旭市監査公表第51号

令和7年7月1日付け尾張旭市監査公表第48号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和7年7月28日付け7都第183号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年8月27日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

尾張旭市営バス（都市整備部都市計画課）

【豊栄交通株式会社に係るもの】

監査の指摘事項	措置状況
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項及び尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年尾張旭市条例第20号）第12条の規定により、尾張旭市営バス（以下「市営バス」という。）の指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、市営バスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額を定め、その収入として収受することができる。しかしながら、同社は、市の承認を受けないまま、利用料金の額を定め、これを収受し、その収入としていた。 法令等に沿った手続を適切に実施されたい。	令和7年7月22日付けで、指定管理者から尾張旭市営バスの利用に係る料金を定める旨の協議書の提出があり、市は同日付けでこれを承認した。

【都市整備部都市計画課に係るもの】

監査の指摘事項	措置状況
「豊栄交通株式会社に係るもの」にあるように、市の承認を受けていないにもかかわらず、指定管理者に市営バスに係る利用料金を収受し、その収入とさせていた。この点、複数の指定期間にわたり、指定管理者として同一の者が選定され、結果的に利	令和7年7月22日付けで、指定管理者から尾張旭市営バスの利用に係る料金を定める旨の協議書の提出があり、市は同日付けでこれを承認した。 今後は、事務の漏れがないよう、指定管理者選定事務スケジュールに利用料金を定

<p>用料金が据え置かれる場合であっても、当該指定期間に適用される利用料金の妥当性等についての検証は必要であると考えられることから、指定管理者に法令等に沿った手続を適切に実施させられたい。</p>	<p>める手続に係る項目を記載し、再発防止に努める。</p>
<p>本業務に係り指定管理者に貸与した備品について、尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条の規定による毎年1回の検査を実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>尾張旭市物品管理規則の規定による検査については、令和7年6月、7月に備品の検査を実施した。 今後は、毎年備品の検査を毎年5月を目途に実施するよう、指定管理者と実施時期を調整することとした。</p>